

第十二回国会 内閣委員会 議議録 第二号

(一四四)

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)
午後一時二十分開議

出席委員

委員長代理 理事江花

理事青木

正君 理事坂田

英一君

理事船田

享二君 理事鈴木

義男君

井上 知治君

大内 一郎君

鈴木 明良君

松本 善壽君

山口 六郎次君

松岡 駒吉君

加藤 元君

小平 忠君

内閣官房長官 岡崎 勝男君

外務政務次官 草葉 隆圓君

外務事務官 島津 久大君

専門員 小閑 裕夫君

委員外の出席者 専門員 亀井川 浩君

専門員 小閑 裕夫君

十一月十二日

委員村瀬宣親君及び金子與重郎君辞任につき、その補欠として苦米地義三君及び千葉三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

委員青木孝義君、尾関義一君、高橋英吉君及び川島金次君辞任につき、その補欠として橋本龍伍君、池田勇人君、平澤長吉君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

鈴木義男君が理事に補欠当選した。

十一月十四日

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覺書該當者の

同月十五日

公職に関する就職禁止、退職等に

第二類第一号

内閣委員会議録第十三号

昭和二十六年十一月十五日

指定の解除に関する法律案(内閣提

出第四六号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

同月十二日

厚生省存続に関する陳情書(岡山市

七日市岡山県医業組合長山口百治

外五百八十九名)(第六一八号)

旧軍人老齢恩給復活に関する陳情

書(大阪市福島区玉川町四丁目五十

二番地岩村早政)(第六一九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

外務省設置法案(内閣提出第一〇号)

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覺書該當者の指定の解除に関する法律案(内閣提出第四六号)(予)

○江花委員長代理 これより会議を開

きます。

本日は委員長の職務を行います。

本日はまず昨日予備付託されまし

た、公職に関する就職禁止、退職等に

指定の解除に関する法律案、内閣提出

第四六号について、提案理由の説明を

求めます。岡崎官房長官。

公職に関する就職禁止、退職等に

指定の規定による覺書該當者

の指定期定による就職禁止、退職等に

に関する勅令の規定による覚書該當者

該当者の指定の解除に関する法律
(解説)

第一條 内閣総理大臣は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭二十二年勅令第一号)以下「令第一号」という)の規定による覺書該當者としての指定を受けた者(団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)第十二条の規定により令第一号による覺書該當者としての指定を受けたものとみなされた者を含む)以下「覺書該當者」としての指定を受けたときは、以下「覺書該當者」という)につき、その指定が著しく不公正であると認めるに至つたときは、次條第一項の規定によると申訴に基づいて、その指定を解除することができる。

(公表) 第五條 内閣総理大臣は、覺書該當者について指定の解除をしたときは、直ちこれを公表しなければならない。(公職資格訴願審査会)

第六條 第一條の規定による指定の解除につき内閣総理大臣の諮問に応じ、その意見を答申させるため、総理府の附屬機関として公職資格訴願審査会(以下「審査会」という)を置く。

第七條 審査会は、委員七人以内で組織する。

第八條 審査会は、委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(審査会の組織) 第九條 審査会は、委員長を置く。委員長は、非常勤とする。

第九條 審査会は、委員長を置く。委員長は、会務を總理する。

第十條 委員長は、内閣総理大臣が任命する。

(審査会の庶務) 第十一条 審査会の庶務は、内閣総理大臣官房で處理する。

第十二条 前各條に定めるものの面により、必要な証拠書類を添附して、前條の規定による指定の解除を申請することができる。

第十三条 第二條第一項の規定による申請書を受け取ったときは、審査会に添附するものとする。

(指定の失効) 第十四条 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会への資料の提出等)

又有と認めることは、解除の申請をした者又は関係者に対し必要な資料を提出させ、又は事實を説明させることができる。

2 審査会は、解除を申請した者は又はその指定する代理人に審査会に出席して意見を述べる機会を與えたら後でなければ、解除を不相当とする議決をするとはできない。

(秘密を守る義務) 第十五条 委員は、内閣総理大臣が公職に関する就職禁止、退職等の規定による指定の解除につき内閣総理大臣の諮問に応じ、その意見を答申させるため、総理府の附屬機関として公職資格訴願審査会(以下「審査会」という)を置く。

第十六条 委員は、内閣総理大臣が任命する。

(審査会の庶務) 第十七条 審査会の庶務は、内閣総理大臣官房で處理する。

第十八条 前各條に定めるものの面により、必要な証拠書類として、重複あると認めることは、解除のあつた日以後その効力を失う。

第十九条 審査会の議事は、出席委員の過半数が出席しなれば、議事を開き、議決をすることができる。

(審査会の議事) 第二十条 審査会は、委員長を置く。委員長は、会務を總理する。

(審査会の組織) 第二十一条 審査会は、委員長を置く。委員長は、非常勤とする。

(審査会の庶務) 第二十二条 審査会の庶務は、内閣総理大臣官房で處理する。

第二十三条 第二條第一項の規定による申請書を受け取ったときは、審査会に添附するものとする。

(指定の失効) 第二十四条 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第二十五条 審査会への資料の提出等)

又有と認めることは、解除の申請をした者又は関係者に対し必要な資料を提出させ、又は事實を説明せ

る。提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

(審査会の議事) 第二十六条 審査会は、委員長を置く。委員長は、会務を總理する。

(審査会の組織) 第二十七条 審査会は、委員長を置く。委員長は、非常勤とする。

(審査会の庶務) 第二十八条 審査会の庶務は、内閣総理大臣官房で處理する。

したという一つの歴史的な條件のあると、
に今回は置かれているのでありますする
が、連合國側でなされた協約といふ
ものをあくまで私は原則的に尊重する
という態度がなければならないと思ふ
のであります。いろいろどの立場に立
つかといふ御見解の御発表がありまし
たけれども、連合國側の間に、日本と
の講和條約その他の問題、その内容に
ついていろいろ論争があります場合
においては、まずその條約といふもの
を直接取扱んだその効力が日本に及ぶ
か及ばないかは、いろいろ説のわかれ
るところか知りませんが、私はわかれ
てはならないと思うのであります。そ
れは第二段に置きましても、連合諸國
側の間が、この自分たちがやつた條約
協定の内容についてしつくりして行く
ところまでわれわれはその協定国の權威
を維持し、尊重し、同時に日本のこれ
に対する態度をきめるという態度がな
されなければならぬと思う。ちよこ
ちよこでて行つて、自分のところはこ
うこうこういう立場をとるのだから、
それは認められないということ自体は、
各国特に問題になつた條約の締盟國自
体の尊嚴といふものを一方的に、出合
いがしらに横つづらを張つたように、
無視し軽視する立場が出て来る。こう
いう外交の態度は慎むべきだと思うの
であります。

邦人の引揚に関する」と。」といふやうになつておる。私はこれは事の性質上、この邦人の引揚げとさつき申し上げました九條の四項に掲げられておるものとの違いがあることを全然無視するわけではありませんが、私はこういふような規定の持ち方の中にアジア局といいますか、アジア諸国家、アジア諸民族、アジア人に対する輕視の念があつてはならない、と思うのであります。今までの帝国主義的な戦争の勝利支配者としていた日本は、そういうことでもこと足りたかもしませんけれども、アジアの民族、諸國家といふものが、将来の政治面において、經濟面において、あるいはその他諸般の問題において、今までと同じように植民地の隸屬に甘んじ、植民地の支配に満足して眠れるしのすことなく、あるいは居眠りをして、あるいはその他の地域における国家としての日本は、将来のためにアジアの問題というものを十分に私どもは重視しなければならないのであります。ところが先ほど指摘いたしましたように、この部類わけの中に、どうも私はアジアの問題を軽視して、敗れにして、そうしてもうすづからかんのかかわりませず、またどつかのつき合いで、主人を見つけて、うしろだてて、やはりアジアを軽視し、アジアを支配し、アジアを隸屬化して行く、こういうふうな少くとも蔑視的な気持を私はこの外務省設置法案の條項の中の文字の中に見届けざるを得ないようになりますが、その点について

○草薙政府委員 これはよくごらんにお尋ねをいたす次第であります。ただきますと、従来とかわつて地域別の局を今度置きまして、従来ずっと前にはもつとこまくわけておりませんが、しかし終戦後はこういうものを陸上停止いたしておつたのを、米歐局、アジア局といふ地域局を置いたのであります。しかお話とは全然違った考え方であります。むしろアジア局というのは單純な局にいたしまして、その世界を米歐局をというようにわけて、しかもアジア局を第一に出しておる、こういうのをあります。これはお話とは全然違つて、アジア局を最も大事な局として第一に置きしかも世界の各国々をかりに分類いたします場合において、アジアだけを一局として、ほかを米歐局、ういう取扱いをいたした次第でござりますから、従つてこのアジア局といふのは、いわゆるアジア地区というのには最も力を注いでおるつもりであります。また御引例になりました引揚げます。渡航の問題、これらは結局全体の外務省設置法にありますよな仕事をするのには、いろいろと便宜のいい分類の仕方をすると、いふ問題になつて参りますから、従来の関係から便利のいい分類には一応こういう分類がいい、というのが、この分類としてあげた点であります。

るところが、前回は今の答弁の中には表れていないと思うのであります。私は披瀬的などのじやなしに、そういう本質的なものだけを全然從來の外務省の中から拂拭してしまわなければならぬということを指摘するつもりであつたのであります。が、はからずもあなたの答弁の中は、語るに落ちたといふ証拠を見つけたのであります。それでお詫ねするのですが、技術的な問題だと、うが、ソ同盟は一体これはアジア局なんか、米歐局じやなしに歐米局の所管に属するのか、いかがでありますか。

○草葉政府委員 私まことに言葉が間違いました、歐米局でござります。この点は訂正いたしておきます。このアントンが違つておりましたからうつりそう申し上げて——それはそういう意味じやなかつたのでござります。そして軽んずるとか、重んずる、そういう意味ではございません。それからソビエトの方は歐米局の中に入つておられます。

○加藤(充)委員 そうすると、私は外交といふものは地域の問題じやなくして、主権国を相手にしなければならぬものだと思います。またその通り、思います。が、数字を私はここで一々ばって論争はいたしませんが、今までわれわれが聞かされていたところによると、引揚げ邦人の一番の問題が、量的にも質的にもソ同盟にあつたことは政府並びにその所管の人々や、あるいはその他の人々から幾たびか聞かれたことなのであります。その一つは問題の邦人の引揚げの問題、しかもこれは重大なる問題でもあります。けれども、これは國家百年の大計といふよりも、むしろ當面の時期的な問題であります。

らあると思うのでありまするが、いろいろな邦人の引揚げに関する問題は、それならなぞ歐米局のソ同盟の部類に属するところで取扱うといふ部局わけ、分担わけをしなかつたのですか。

○草薙政府委員 局課の分担をいたしましたときには、実はそこで取扱いまする種類の問題なり、また分量の問題なりをよく検討いたしまして、なるべく仕事が偏頗にならないよう、従つて、厳格に申しますと、区域別もありましょうし、あるいは種類別もありましょう。しかしこういうのを一方的だけでは數ばかり多くなりまするから、従いましてなるべくこういう仕事の分野の量等をあんぱいいたしまして、そう連絡をよくしながら、能率を上げるというのが部局を配分子る根本だと思います。従いまして、引揚げをなだと思ひます。従いまして、引揚げをアジア局に持つて行つたら、アジア局以外の引揚げはやらないぞといふような問題とは全然異なつて参ると思ひます。もちろん引揚げが他の局にありまする場合にも、十分いたしまするし、また引揚げの問題についてほかの局と関連いたしまする場合には、十分関連性を持たせて参ることは当然であります。

いろいろな気がいたしますし、なお先生申し上げましたように、歐米に属するソ同羅に引揚げの大半がおるのだ、そしてそれが宣伝されたようない番がんなのであるということになれば、まさしく本質的な問題からいっても、欧米局の方に入れてもいいのではありませんかと思ふのであります。これは別にこれ以上続けませんけれども、私は外交の仕事の中には、日本の国土でありながら——あるのか、ないのかわからず、政府の答弁によると、ありませんが、政府の答弁によると、りながら、その地域には、変則的あるいは時間的なかもしませんが、主権の全部が発動されないという地域が仲繩でござります。この所管事務のわけ方を見ますと、「朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他地域における日本の公私財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理云々といふような、仕事の摘要をしておるくださいを見るかけでありますするが、こういふよろなところまでやつてあるとすると、ならば、日本の領土であるか、ないかの、理論的な、実質的な問題はさておきましても、現実に日本の主権が発動しないといふ沖縄の地域、こういうところには、外交で片づけなければならぬない問題がたくさんあると思うのであります。さつき申し上げましたような問題まで書き上げるというのであるならば、この沖縄の問題を、当然真剣な問題として、外務当局の重要な処理の事務としてあげないというのは、私は不見識のそりしを免れないのではないのかと思うのでありますが、この点についてはいかがでございましょうか。

域的に名前を出しておられまするが、これは御承知の通りに、これらの地区にありました從来からの日本の官厅の残務処理を現在いたしております。従つて、その残務処理をまだ解決しておらずといひ続けておきますが、日本との平和條約におきまして分離地区といはれておりまする北韓二十九度以南の諸島についての問題、これは今後どうなるかというお話をあります。が、現在占領下におきましては、これは十分連絡する必要があります。それから、國際協力局等におきまして十分連絡を密にいたして参らねばならないと存じます。また平和條約発効後におきまして、受任国でありまするアメリカと日本との間に、國際連合の信託統治権者としてやるか、あるいは日本がこれをやるかなど、これは相談の結果出て参りますので、その上で、平和條約発効後の状態に応じてさらに部局等を変更する必要がありますと、さらにはそのときに御審議を願うという段階になつて行くものという予定で進んでおります。

おることも、先般御承知の通りであります。されば、講和條約発効後といふようなことを言つておりますが、この時期は予想されたように簡単には参らないということを私は考えて行かなければならぬのではないかと思ふのであります。奄美大島や沖縄等におきましては、全面的な日本の主權から離脱されて行つているということについては、これまた御承知の通りの非常な熱烈な事態の動きが見られるのであります。この面から見るならば、発効後というようなことに対する、当面の外務省の仕事の中から、あるいは仕事を規定する法律の文字の中からこれを除外するということをなしに、積極的にその問題を取上げて行かなければならぬ問題だと思うであります。しかもまた理論的にいましても、主権があるのかないのか、あるとすれば、主権がありながら、相当期間、しかもも発効以前には特にしかり、発効後においても問題は残りますが、この主権の全般的な回復ということは、私は外務省としては真剣な重大な問題の一つであると思うであります。しかるにそのことが書かれていないので、私は最初に第四條の点に関連してその心構えと態度と方向についてお尋ねしたような、また確かめておかなければならぬ危惧があることを、さらに今の答弁の中に深めざるを得ないのであります。しかも今の外務省設置の條文や事務分担の中から言いますと、それは当然アジア局あたりに属して行くと思うのであります。島津局長も昨日か、そういうことの趣旨を答弁したと思うのであります。すると、アジア局の仕事の中には、沖

繩の問題はアジア諸国一般として取上げられて來ざるを得ない。沖繩はアジア諸国一般であるかどうか、問題は重大でありますので、そういう点についてもお尋ねをしておかなければならぬないと私は考えます。

○草薙政府委員　お話をのように、北緯二十九度以南の沖繩その他の諸島につきましての問題は、在留の方はもちろんでありますし、國民も強く正常な状態における日本領土としての復帰を熱望いたしておりますのでございます。この点は、從来ともる申し上げておる通りであります。従いまして、今後の協議の結果におきまして、これが具体的にいろいろと現われて参る問題だと存じますから、従つてこれはいわゆる外交という概念ではないと思ひます。外務省が取扱つております中には、これらの現実の姿に即応して、あるいはアジア局でやり、あるいは国際協力局で関係方面と十分な連絡をいたしながらやる、あるいは経済問題等、すべて外務省一体となって進んで行くべき問題と存するのであります。

○加藤(充)委員　日本の主権が行われない地域であることは、吉田首相あたりの答弁によつても明確なのであります。そういうところは、日本の國に準ずるというよりも、あるいは日本の國であるといふふうに言うよりも、理論的には、あるいは実質的には外國に準ずるものではないか。またそういう取扱いを受けて、万般の主権の回復に当面全力をあげて努力をすべきである。従つてその面に関して事務分配などいうような問題も明確に規定されてこそ、日本の外務省としての権威を増すもの

○島津政府委員 顧問並びに參與につきましては、昨日も御説明申し上げました。これがただいま御指摘のようござつて、あらゆる意味で各方面の代表となるようの方のお知恵を拝借するという趣旨であります。

○松本(善)委員 この條文の中から見ますと、あるいは外務省だけが一つの事態を取上げて、天皇がこれを認証することがことく、他の者に対してはいわゆる民主的なるところのあり方が何らできないじやないかといふような点が少しうかがわれるのであります。が、ただいまの答弁によつてさよくなことはないということを明らかにいたしました。

次に、今度機構改革の中にアジア局と歐米局を設けられた。そういう中ににおいて考えなければならぬことは、この第一課として難務課といふような筋合いでもつて、かつての朝鮮、それから中国、かような問題を取上げられるということです。私どものそもその者の考え方といたしましては、中華人民共和国という国が、國として認められるかどうかは後の問題であります。よろけれども、この問題を取上げまする場合においても、われくとしてはボツダム宣言あるいはその当時にさかのぼれば、その相手國としては中国である、人をいえば蒋介石であるはずであります。がゆえに、そのような問題を分離して取上げるということは、最も当を得たるものとは思いますが、けれども、今後の貿易關係のあり方においては、今度は經濟局といふようなものであつた。

方針でありまするが、現在通商産業省と外務省に属しておりまする貿易諸官庁とどんなん関連づけの上において、その効果を発揮するかということについても、御方針があらわれるかと思います。どうかその点承りたいと思います。

○島津政府委員 通商産業省と外務省の経済関係の事務につきましては、昨日も御意見がございました。これに対し大変外務省におきましては、対外面、通商産業省におきましては対内面、そういう大まかなわけ方があるとか、いふことを申し上げたわけであります。ところがこれは昨日も申し上げたと思いますが、厳格にどこに線を引くかといふことはなかなか、論議もありましたし、機構としても変遷のあとがあるわけであります。日本でも戦前におきましては、この点の権限の分界につきましてはいろいろないきさつもあるわけでもあります。今日のところは通商産業省におきましても、やはり通商産業省の通商局におきまして地域的なものを持つておられます。外務省の経済局におきましては、やはり地域的な分担を持つております。ただその事務の内容といふ点で、外務省がこれに当る、また條約、協定の話し合いをいたしますにつきまして、その内容をなす各種の資料ないし方針につきまして、十分両省の間で緊密な連絡をとつてやつて参る、そういうこと

在においても 改正前の機関内における調査局あるいはその他においてソ連通であるられる諸官が特に研究をなされてゐるといふことは、私ども認めますのでありますけれども、もしもできるならば、かようなものもこの内容とする実際において、もう少し検討されたうかとも思われる次第でありますこれが、その点について承りたいと思います。

○鷲津政府委員 ソビエトないし東ヨーロッパ関係につきましては、たゞいまお話をございましたように、從来調査局の一課で主として取扱つて参ったのであります。今回の改正によりまして、歐米局のうちに同様の所管の課を設けまして、引き続きその関係の件事を取扱うことにしております。

○松本(善)委員 わかりました。次にお尋ねしなければならぬと思いますのは、問題がありましたが、あるいは法務省など出入国管理庁といふもののあり方について、あるいはボ政令その他でもつと問題がありましたら、あるいは御意見を主管とするとかいうような御意見があつたよくなつとも私も聞き及んでゐるのであります。この問題については治安関係の問題に関するところであり、また適切な方法であるとすれば、法務省あるいはその他において上げられるべき性質のものであるといいます。しかしながら私どもつと由な立場でこれを参考としていただきますなれば、国内関係におきますところの体制、すなわち治安関係の体制が一括して取上げられなければ、かうなもののが終局の目的を果すことはきないと信するものであります。たゞ海上保安庁とか、あるいは警察

いふる所の外局という体制になつておるわけ
いろいろ研究の末、現在のところは外務省
が上げられないわけでござります。いろん
な問題をもつてゐる所の外局の機構の
問題にも関連いたしますので、私から
その点は確定的なことはまだ何も申し
あつた点でございまして、今後どう
なりますか、これは政府全般の機構の
問題ともいふべきかとさうよろんな御趣
旨かと思います。この問題につきましては、
御意見もございましたし、またお尋ねし
たい方とか、それからいま一つ申
し上げますならば、警察予備隊といふ
ようなあり方があるわけであります。
この観点に立つて、外務省の外局とし
てはどういう面かということをこの
際明らかにしておかれた方がよろし
いんじゃないかと思ひますが、ゆえ
に、お尋ねしたいと思ひます。

○島津政府委員 ただいまの御質問は、
治安關係の機関の一環としてただいま
の外務省の外局の入出国管理厅のあり方
は、どうあるべきかとさうよろんな御趣
旨かと思います。この問題につきまし
ては、御意見もございましたし、またお尋
ねしたい方とか、それからいま一つ申
し上げますならば、警察予備隊といふ
ようなあり方があるわけであります。
この観点に立つて、外務省の外局とし
てはどういう面かとすることをこの
際明らかにしておかれた方がよろし
いんじゃないかと思ひますが、ゆえ
に、お尋ねしたいと思ひます。

であります。御承知のように入管审理
局の事務全部が、必ずしも外務省本来
の仕事と全部一致するというものでも
ないわけでござります。従いまして内
局という体制はとつておりません。し
かしだいまのところは、外務省所管
ということで本来の外務省の通常の事
務とは多少系統を別にいたしまして、
外局という形をとつておる次第でござ
ります。

した外務委員会との連合審査会で、主として外務委員の方々から行われ、また私自身も行いました質問、それに対する島津政府委員の御答弁と多少重複しても、きょう大臣または政務次官から政府の方針について責任ある御答弁を願い、また内閣委員としての質問を申し上げたいところ思つておつたのであります。草葉政務次官が御都合で御退席になりましたので、そういう意味で私の質問はまた別の機会に譲りまして、ほんの補充的に一、二点質問を申し上げたいと思うのですが、一つは昨日外務委員の方からの御質問で、この法案を間もなくまたかえるつもりで提案されたのではないか、つまり平和條約が効力を発生すればまた改正するようなことになる。そういうことを予定して提案されたのではないかというような御質問があつたのに對して、島津政府委員は相当恒久的な性質を持つものとして提案したという御答弁であつたと記憶するのですが、なるほど第四條ことにその十二号以下などを見ますと、日本が独立を回復した後におけるいろいろな事務、そういうことにに関する権限を外務省が持つという趣前で規定されております。ところが昨日もちら

ついて第十二條を見ますと、その第二項に「連合国最高司令官總司令部その他連合國最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに関する各行政機關の事務の総合調整に関する事務」とあります。同じく十二條の第四号に「連絡調整事務局」となつておりますと、そうして連絡調整事務局につきましては、十八條の第一号、二号において連合国々といたる事務が規定されております。これらは平和條約が発効するまでに本法案がもし成立するとすれば、成立して施行されてから平和條約が発効するまでの間のことでありまして、それからあとにになると、何らかの規定の変更をしなければならないもののように考えられる。内容的に見ましてもいろいろ疑いがあるばかりでなしに、法律の建前としてもこういうような一時的な規定と、それから恒久的な規定とがわかつておる。平和條約が間もなく発効するのではないかといふことが今予想されるときに、こういう一時的な規定と、それから恒久的な規定とが、非常におかしいことではないかといふふうにも考えられる。便宜的にこういうような十二條の規定あるいは十八條などの規定は、もしどうすれば附則なり何なりに規定しておいて、そうして平和條約の発効後にも本文はそのまま用いることができるといふような方法にした方がいいのではなく、こんなふうに考えられるのですねが、その点いかがお考えですか。

に、できる限り恒久的な制度のつくりで立案してござりますが、やはり現在まだ正式に外交関係が回復したわけでもありません。占領機構は依然として平和條約の発効まで続くわけでござります。従いましてお話をございましたような十二條、国際協力局の所掌事務の一部、こうじるもののは現状において統かざるを得ないわけであります。しかしその他の点は、ほとんど平和條約が発効いたしました以後にもかわらないかと思うのであります。主としてかわるのは御指摘になつた点であろうかと思ひます。それが本文にまぎつておるのがおかしいようだという御意見ござります。その点はやはり何と申しませうか、あまりさつぱりしない書き方かもしないと思うのでござります。全体が本省の機構の編成からまして、ただいまのところはそういうものもやはり内局の国際協力局の一部の仕事をとしてやつて行くのが適当だと思いましたので、この本文の中にあげたわけであります。当然これは次の国会あたりで変更願わなければならない点であらうと思います。しいてこれを附則に落すと、いふことももちろん考え方もありますが、これは体裁の問題と考えます。またこれを書き出すことによつて、仕事の運営に支障を及ぼす点もなからうと私は考えておる次第でござります。

ました海外渡航その他に関する事務が、歐米局にあると、いうようなことがあります。お考えを願いたいと思うのであります。昨日は、アジア諸国が独立したと、いう新しい情勢に応じるという観点から、この海外渡航、移住その他の事務を、どこへ持つて行くかということを、新しい立場から考えていただきたい、ということを申し上げたのであります。それがかりではなくて、もう一つは国民に対してなんです。たとえばこれから大韓民国へ渡航しよとするとき、歐米局に行かなければならぬといふようなことは、いろいろな局、あるいは課が、どこへ行つたらいいのかわからないといったことが非常にたくさんあります。これと関連いたしますが、たとえば今まで第一課、第二課というように、数字で表わされておられますて、なかなかわからぬことは、外務省内部だけでおわかりになつておれば、それでいいかと思いますが、こういうような点は、この法案を改正するというときでなくて、現在提出されております法案が通過した、これに基づいて局を編成する場合に、すぐ問題になることがあります。とかくこれまで、先ほどからちよい／＼問題になつておりますが、外務省が外務省が国民との接触が薄かつた、それを改めると、いうようなことも言われておりますが、こういうような面の考慮も拂つて、課をつくるべきその課の内容がわかるよ／＼なかなかむずかしいことかもしれませんけれども、そういう課を設置されるよ

うに努力していただきたいというふうに考へる次第であります。これについて、もし御答弁がありましたら、いただきたいし、私の希望として申上げまして、私の質問はこれで打切りにいたします。

○島津政府委員 昨日も引揚課ないは渡航課について御意見がございましたて、将来研究するというようなお答を申し上げたと思います。これは外務省からいちらんになりますと、ちよつと自然なような、ふしきな点もあるかと思うのでござります。たとえば渡航係、これを地域局のどつちかに置かなければ、官房といふよりな点も考へられますが、また渡航問題その他に関連しまして、地域局でやつておりますような仕事に、密接な関連を持つて来る移民政策その他にも関連して参る点あるわけでござります。はたして官房に置くことが適當かどうか、これまで簡単には申せないわけであります。また一方経済局というようなところに置くことも、一案でございまして、ずっと以前には外務省の通商局に、たしかこういうような渡航、旅券關係の仕事をあつたように記憶いたしておりります。その後これがやはりその当時の仕事を割振りからしまして、アメリカ方に移つたというような事情もございます。これらは完全なとは、ちょっとと申せないのでございまして、今後當をいたしまして、ある時期には、所要の修正をなさねばならないかと考へております。御意見の点は十分研究いたします。

ひとをん所連今は局仕事かづ置また房もるよたます関と不部えししるしてい

二十四條を見ますと「在外公館の名稱及び位置は、別に法律で定める。」となつておるにかかわらず、二項には特別の必要がある場合、それからさらに三項には特別の事情がある場合、「こうなつておるのであります。説明によれば、国会が閉会中であり、かつ急を要する場合」という説明がありますから、これはよく了解できるのであります。が、私の常識をもつてしますと、この説明の趣旨はわかつてはおりまして、法律ができ上つてしまいましてから、法律の條文についてなるべく疑義を生じないように、法律というものは規定しておくことがいいのではないか、か、かように考へるのであります。従つて二項の、必要がある場合というのは、むしろ生じたる場合という意味でなければならぬのではないか、それから事情がある場合も、また事情が生じた場合といふのでなければ、事情がある場合とか、特別の必要がある場合といふことになりますと、提案の説明にあるところの、休会中であるとか急を要する場合という、そういう精神が法律の上にきつぱりと出て来ないよう考へております。これは文字の使い方にしか過ぎないので、あるいは法律はこうしておくのがいいのでありますようが、ただ私は疑義が生ずるおそれがあると考えますので、これはどうお考えになつておりますか。

御承知のように、講和條約にアジア地区の諸国が取残されておるのが相当ありますことは、これは日本にとりましては、はなはだ遺憾千万なことです。あることは言うまでもない。それについて私昨年インドを旅行いたしまして、國々も、日本と平和な状態を回復することを希望することはだれもが同様であることは言うまでもない。それについて私昨年インドを旅行いたしまして、ことに太平洋會議に出た東南アジア地区の各国の代表諸君に会つて、しみじみ感しましたことは、それらの国々の代表者が、ことごとく同じような考え方を持つて、日本のやつた過去の侵略戦争に対する、非常な反感を持つておりますことは事実であるが、依然として何か一つの好意とそれから信頼感、あるいは親近感というものを持つておりますこと、並びにことに感じましたことは、一般文化の交流と、いろいろなことがばかりではなくして、日本の科学あるいは技術といううちなものが、自分たちの国の後進性あるいは貧困を克服することのために、大いに役立つであろうという、大いなる期待を持つておるもののように私は感じたのであります。感じたばかりでなくして、具体的にそういう相談を持ちかけられる機会がしばしばあつたのであります。そういう事実にかんがみて、今後の日本の貿易などにしましても、ただに市場の拡張というようなことばかり考えるといふのではなくして、それらの国々の産業の興隆、進んではアジアの後進性を克服、その貧困を克服するということのために、誠実なる協力をするという気構えが必要ではなかろうかということを私は感ずるのであります。従つてさつき自由党の松本君からの御質問のと

きにもありました。私の考え方では、本来外交は民主的であり、あるいは国際的なものであります。従つて各国の大公使などといふものも、でき得るだけ広い視野からこれを見まして、民間からやりっぱな人を簡拔するということが必要ではないかと思うのであります。ことにアジア地区においては、さきに言ふうような意味で、ただ外交上の技術、知識というような専門的なことばかりではなくして、経済などについてもやはり知識、経験を有する人を大公使に任命されることが、日本の外交として非常に必要なことではないか。それは調印しないでいる國々との間ににおけるただ消極的な講和を成立させるというだけでなくして、進んで積極的に親善の關係、協力關係を打ち立てるためには、必ずしも申上げるようなことに対する所見並びに外務省としての方針をお聞きしたいと思うのであります。

ます。たとえば地域局のアジア、歐州のところの課になつてある。それで最も多くは、二分をいたしておりますが、やはり少くも三つくらいにわける必要がある、そういうような考え方を持つております。これはやはり政府内部においております。これらはやはり政府内部におきまする各省の仕事の性格にもよるおきまするということです。なるべく局を少くするといふことではないかと思うのであります。どちらかと申しますと、外務省の仕事は本省でございましても、表現は諱辭であるが、割合に上級官僚の職員が自分で仕事をする、仕事の性質上そういう傾向がござります。まことに在京の外国大公使という人たちとの連絡あるいは折衝ということ。それだけの分担に従いまして局長が当る。さうした最近は昔と違いまして、國と國との一対一の詰合いといふよりは――そういう詰合いも非常にたくさんござりますが、會議外交というような面も併存します。それで事務当局からいたしまして、大体局長クラスくらいの人間が相当数いるという事情があるわけですね。従いましてほかの役所のように、たとえば局長の下に課長が數人おります。ところが、その下に非常にたくさん事務官を擁しておるというような態勢と違いまして、外務省の編成は割合になつておるわけです。そういうところから人員比率の数を他省と比べますと、局も課ももつと少くいいといふことになりますが、せぬかと思うのであります。

すが、その点はやはり外務省の仕事の特質じゃないかと考えております。

○鈴木(義)委員 それからこれはすでに御質問があつたかもしませんが、顧問、參與という問題であります。顧問は、外交上の機務に参画し、參與は、外交政策の実施に参画する。」といふ非常に抽象的な言葉でよくわかりませんけれども、これはアメリカなんかがやつておるようなダレス大使、これが外務大臣の顧問というよろしい意味において海外に使いする、大使、公使の役割を動めるような場合を予想しておるのでありますか、承つておきたいと思います。

○島津政府委員 顧問ないし參與に関する所掌とありますか、それらの点は別途考慮いたしたいと考えております。従いまして、外務的所管の一部に入つて参りますか、あるいは他の機関の所掌となりますか、それらの点には考慮いたしておりません。これは別途考慮いたしたいと考えております。

○鈴木(義)委員 次に第十三條の情報

になつておるかどうか、承つておきたいと思います。

○島津政府委員 安全保障條約に基きます機構につきましては、本案のうちには考慮いたしておりません。これは

まつたく現在の段階では未定であります。従いまして、外務的所管の一部

に従いまして、だんく固まつて来る

と考えます。今日のところは、この案には考慮しております。

○島津政府委員 顧問ないし參與に関しましては、これが大公使として臨時的に特別の折衝するということは、当然には予想いたしておらないのでありま

まして、大体顧問、參與は外務大臣の詰間に応ずることもござりますし、あ

るいは特定の仕事につきまして顧問として参画する立場にあるわけでござります。その顧問は将来大公使に任命す

ることができるようになりますときには、あるいはこれを大使、公使に任命することがあり得るかと思ひます。ここに書いてあります顧問、參與といふものは直接には大公使といふ資格は予想しておりません。

○鈴木(義)委員 次にこの国際協力局の仕事の中にはいろいろなものがあるようです。たとえば将来安全保

障條約というようなものが効力を発生しました場合に協力する機關が必要になるわけであります。そういうものは外務省だけの所管とも考えませんが、そういう中に入つて来るものとお考え

る、外務省の機構として情報文化局を置きました。十三條に掲げましたよう

な仕事をぜひやりたい、また外務省でこういうことを取扱いますことが、お話をございましたような、たとえば内閣あたりに置いた情報関係の局とい

うことは競合しないのじやないかという考え方を持っています。

○鈴木(義)委員 これわどの範囲まで派入つておるか存じませんが、学会に派遣する者でありますとか、あるいは芸能人の交換でありますとか、あるいは公衆衛生の水準を世界的に高めるためにどうするとか、いろいろなことを考えてみると、非常に広汎にわたりますので、どの範囲まで入りますか、た

だ事務的にすべてここに統括して海外との交渉派遣等をきめる、こういう意味であるのかと存じますが、将来これらの方は各省との間に緊密な協力ができます。

○江花委員長代理 この際お詫りいたしましたが、理事でありました鈴木義男君が委員を辞任せられ、再び委員に選任されましたので、鈴木義男君を理事に御指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○江花委員長代理 本日の質疑はこの程度にいたします。

○鈴木(義)委員 次に第十三條の情報

文化局であります。この仕事は非常に大切な仕事で、かつ非常に広汎な仕事であります。これらは外務省だけでやるのにはあまりに大き過ぎる仕事のようを考えられる。文部省の仕事もあ

り、厚生省の仕事、その他各省に触れておる仕事があると思いますが、ある意味では内閣直属の仕事としてこういうこととはやるべき仕事ではないかといふこととも考えられる。そういう仕事ではないかといふこととも考えられる。そういう点についてどういうふうにお考えになつておられますか。

○島津政府委員 戰前におきましては、情報局というような独立した機関もございましたが、ここに予想しておられます情報文化局の仕事は、もつぱら对外関係でございまして、外からの情報を受け取ることと、内に紹介いたしたり、内

の情報を外に知らせましたり、そういう仕事をするわけでござります。国内での仕事は、おのづから各省が分担するこ

とになります。現在のところは「榮典を授與すること及び外國勳章又は外國記章を日本人が受領することに關しあつ旋を行ふこと」といふ書き方でございまして、これらの

ことに関する事務を外務省でやる、こういうことでござります。

○鈴木(義)委員 その程度でよろしく

お答えを待つております。

○江花委員長代理 本日は御異議なしと認めます。それではさよう決定しておきます。

○江花委員長代理 御異議なしと認めます。それではさよう決定しておきます。

次会は明日午後一時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時十六分散会

す。

す。

す。

す。

す。

す。